

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

5 佐地環第30-2号
令和5年6月27日

長野県佐久地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	○
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)				
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社みずゞ工務店 代表取締役 前島 茂義 長野県上田市仁古田 1234 番地 5				
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の変更許可				
条例第42条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市御嶽堂字峠 1816 番 1			
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破砕)			
	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 がれき類 (特別管理産業廃棄物を除く。)			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	がれき類 304 t / 日 (38 t / h 8 時間稼働)			
	⑤変更の概要 (変更許可等の場合)	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>設置場所の変更 上田市御嶽堂字峠 1816 番 1</td><td>上田市御嶽堂字峠 1901 番</td></tr></tbody></table>	新	旧	設置場所の変更 上田市御嶽堂字峠 1816 番 1
新	旧				
設置場所の変更 上田市御嶽堂字峠 1816 番 1	上田市御嶽堂字峠 1901 番				
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設設置許可				
条例第42条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市御嶽堂字峠 1901 番			
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破砕)			
	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 がれき類 (特別管理産業廃棄物を除く。)			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	がれき類 2,576 t / 日 (322 t / h 8 時間稼働)			
	⑤変更の概要 (変更許可等の場合)	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	新	旧	
新	旧				

条例第42条	⑩対象周辺地域の範囲	上田市御嶽堂自治会中山区、上組区
	⑪対象関係市町村及び関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫事業計画書（見解書）の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県上田市仁古田 1234 番地 5 株式会社みすゞ工務店 事務所 (期間) 事業計画終了まで（土日・祝日を除く。） (時間) 午前8時から午後5時まで
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和5年3月18日（土）午後7時から (場所) 中山公民館（上田市御嶽堂 1434 番地 1）
関係図書 の 縦覧	縦覧に供する場所	〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和5年6月28日（水）～令和5年7月27日（木）まで
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで

3 提出できる意見

根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第43条	<ul style="list-style-type: none"> ○第36条第1項の関係市町村長 ○第36条第1項の関係住民 ○事業計画について生活環境保全上の見地から意見を有する者 	○見解書について	15号	提出期限 令和5年7月27日（木） 提出先 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。